

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、費用については、国が4分の3を負担し、地方公共団体が4分の1を負担している。

また、対象となる教育訓練講座は、①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座、②(財)21世紀職業財団の再就職希望登録者支援事業の指定教育訓練講座、③別に定める就業に結びつく可能性の高い講座、④その他上記に準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて国に協議して対象とする講座、となっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-8）。

図表2-1-8 自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(658)	合計(753)
実施自治体数	35か所	1か所	6か所	116か所	158か所
実施割合	74.5%	7.7%	17.1%	17.6%	21.0%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 数字は平成16(2004)年1月現在のものである。

2. 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ。)

図表2-1-8も示すように、自立支援教育訓練給付金事業については、平成15(2003)年度においては、事業開始初年度ということもあり、地方公共団体における予算措置がなされなかったり、予算化されている地域においても、制度の存在や対象講座の状況について周知が十分には進んでいない状況にある。

このため、母子家庭の母が自立支援教育訓練給付金をより積極的に活用できるよう、国においては、全国都道府県会議や母子福祉団体、教育訓練施設を通じた働きかけを行っているところである。

また、平成16(2004)年3月には、母子家庭の母に事業の内容が一層周知されるよう、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、自立支援教育訓練給付金事業などの就労支援事業の内容等を母子家庭の母に周知していくよう、都道府県、市等に助言したところである。

さらに、厚生労働省のホームページ上に、自立支援教育訓練給付金事業や母子家庭等就業・自立支援センター事業の内容等を紹介したところである。

(2) 高等技能訓練促進費

介護福祉士、保育士などの資格は、母子家庭の母の就職の促進に効果が高く、取得促進が求められているが、他方、これらの資格の取得を目的とする養成機関においては、一定期間、昼間に授業を受けることが多いため、生計の担い手でありその収入が途絶えると生活を維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては受講が難しい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母の受講期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、平成15(2003)年度から新たに、保育士等の養成機関で2年以上修業する場合に一定期間(修業期間の最後の3分の1の期間(12か月を上限とする。))高等技能訓練促進

3 雇用・就業機会の増大

母子家庭の母については、就業に当たって子育てと両立できることが求められる一方で、母子のみで自立できる収入の確保が必要となることから、一般的に通常の求職者よりその就職条件は難しい。このため、前述のような就職支援、能力開発支援に加えて、母子家庭の母の雇用・就業機会の増大に資する方策として、特定求職者雇用開発助成金の活用や母子福祉団体等への事業発注などを促しているところである。

(1) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（賃金相当額の4分の1（中小企業事業主は3分の1））を雇入れ後6か月ごとに2回）を支給している。平成15（2003）年度は、母子家庭の母等を継続して雇用する事業主に対して、20,267件、約53億円を支給した。

(2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母は、生計の担い手であり、就労意欲が高く、安定した仕事に就くことを望んでいるが、一方、仕事の経験が乏しいことから、技能習得が不十分であったり、子どもの養育等のために就ける仕事に制限があるなど、よりよい仕事が得にくい状況にある。

こうしたことから、平成15（2003）年度から新たに、非常勤職員等で雇用された母子家庭の母に対し必要な研修・訓練を実施した後、常用雇用に移行し、一定期間経過した場合には、事業主に対し奨励金（母子家庭の母1人当たり30万円）を支給する常用雇用転換奨励金事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、費用については、国が4分の3を負担し、地方公共団体が4分の1を負担している。

常用雇用転換奨励金事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-10）。

図表2-1-10 常用雇用転換奨励金事業の実施状況

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(658)	合計(753)
実施自治体数	19か所	1か所	2か所	56か所	78か所
実施割合	40.4%	7.7%	5.7%	8.5%	10.4%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ
 (注) 数字は平成16（2004）年1月現在のものである。

(3) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子どもの養育と仕事の両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いこと等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、国は、求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル雇用）制度（月額5

万円（最大3か月）を事業主に支給）を母子家庭の母等に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。平成15（2003）年度の母子家庭の母等のトライアル雇用開始者は、175人となっている。

(4) たばこ事業法の許可基準の特例

たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準（図表2-1-11）を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成14（2002）年度において、当該特例を適用して65件の新規許可を行った。

なお、平成10（1998）年度以降、当該特例を適用した新規の許可件数は、図表2-1-12のとおりである。

図表2-1-11 通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：m）

環境区分 地域区分	繁華街 (A)	繁華街 (B)	市街地	住宅地 (A)	合計(753) (B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は、上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

図表2-1-12 母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
許可件数	66件	92件	78件	78件	65件

資料：財務省理財局調べ

(5) 母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図ったところである。

母子福祉団体等への事業発注については、平成15（2003）年4月から平成15（2003）年12月までの期間内に、清掃業務の委託が9地方公共団体、売店等物品販売が14地方公共団体、自動販売機の設置が34地方公共団体で、それぞれ発注されている。

また、35地方公共団体において、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」が母子福祉団

図表2-1-13

事業者の皆様へ 母子家庭の母の就業を ご支援ください!!

- 長引く景気低迷の中、母子家庭の母の就職が一層厳しくなっています。母子家庭の母親は子どもを育てながら、仕事をしなければならず、就職に際し、不利な立場にあります。
- 平成15年8月より施行された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」には、民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が定められています。
- このような状況をご理解頂き、母子家庭の就業支援に対しご支援下さい。

Q.例えば、どのような支援の方法があるのか？

- A. 母子家庭の母の雇用に配慮いただき、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターに求人情報を提供する。
- A. 母子福祉団体や母子家庭の母に事業を一部委託する。

Q.母子家庭等就業・自立支援センターとは？

- A. 各都道府県等に設置されており、母子家庭に対して無料就業相談・講習会・情報提供等の事業を実施しています。
- A. 詳しくは各都道府県等にお問い合わせ下さい。

※なお、事業主に対する助成事業として、常用雇用転換奨励金事業（窓口：福祉事務所）及びトライアル雇用事業（窓口：ハローワーク）がございますので、ご活用下さい。

詳しくは…

最寄りの各都道府県市母子家庭等就業・自立支援センター又は各地方公共団体（共に裏面の連絡先）にお問い合わせ下さい。

